

東広島市契約後 V E 方式工事試行要領

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設工事において、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける方式（以下「契約後 V E 方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 次に掲げる工事で、東広島市建設業者等選定審査会（以下「選定審査会」という。）の審議を経て選定した工事を、契約後 V E 方式の対象工事（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 比較的高度又は特殊な技術を要するとともに民間の技術開発の進展が顕著な工事
- (2) 施工方法等に関して固有の技術を有する工事
- (3) 施工段階において現場の状況に即してコスト縮減が可能となる提案が期待できる工事

(V E 提案の範囲)

第 3 条 V E 提案を求める範囲は、工事材料、施工方法等であって、原則として設計図書において指定されたもののうちコスト縮減が期待できるもので、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 施工方法を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
- (3) 入札時に競争参加資格要件として定めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

2 前項のただし書の規定にかかわらず、工事の実情に照らして V E 提案の範囲に含めることが可能な場合は、設計図書に明記するものとする。

(V E 提案の提出期間等)

第 4 条 V E 提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、契約の締結日から起算して 20 日以内で、かつ当該 V E 提案に係る部分の工事に着手しようとする日の 30 日前までに、その内容を明示した V E 提案書及び施工計画書を市長に提出するものとする。

2 前項の提案の回数は原則として 1 回とするが、工事の実情に照らし適宜対応することができるものとする。

3 市長は、V E 提案の審査に必要な範囲内で、提案者に資料、図書その他の書類の提出を求めることができる。

4 VE 提案書の提出に要する費用は、請負者の負担とする。

(VE 提案の審査)

第 5 条 VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。

2 VE 提案の審査は、選定審査会が行うものとする。

(VE 提案の採否の通知)

第 6 条 市長は、VE 提案の受領後 15 日以内に書面により VE 提案の採否を提案者に通知するものとする。ただし、提案者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

2 VE 提案を採用しないときは、その理由を付して通知するものとする。

(VE 提案が適正であると認められた場合の設計変更等)

第 7 条 市長は、VE 提案が適正であると認められたときは、必要に応じて設計図書の変更を行い、契約変更の手続を行わなければならない。

2 前項の契約の変更を行うときは、VE 提案により請負金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額を、諸経費欄に VE 管理費として計上することとする。

3 VE 提案が適正であると認められた後、約款第 18 条の条件変更が生じたときは、VE 管理費については原則として変更しないものとする。

(提案の否認に対する説明等)

第 8 条 VE 提案が適正と認められない旨の通知を受けた者は、発注者に対し通知の日から 7 日以内に書面を持参することにより、その説明を求めることができる。

2 発注者は、前条の規定に基づき説明を求められた場合は、7 日以内に書面により回答するものとする。

(提案内容の保護)

第 9 条 VE 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する VE 提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第 10 条 市長が VE 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではないものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるものを除き、契約後 VE 方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。